

京都市中央卸売市場第二市場卸売業者等立入検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例第74条の2に規定する卸売業者等の業務若しくは財務に係る検査等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(検査の種類)

第2条 前条の目的のために行う検査は卸売業者等の組織等の管理・運営に関する検査、財務に関する検査及び業務に関する検査とする。ただし、検査の項目はその都度市長が定めるものとする。

(検査の対象)

第3条 第1条の目的のための検査は卸売業者及び第1種関連事業者を対象とする。

(検査担当職員)

第4条 立入検査担当職員は毎年度市長が決定するが、毎年度行う定期検査については、京都市中央卸売市場第二市場業務課長を統括指揮者とする同課係員が担当するものとする。ただし、必要のある場合は他の所属係員を検査に充てることとし、特に必要のあるときは公認会計士を検査に充たらせることができる。

(検査実施期日)

第5条 立入検査は毎年度1回とし、市長の定める時期に行うこととする。ただし、必要のある場合はその都度行うことができる。

(検査の通知)

第6条 市長は検査を実施しようとする卸売業者等に対して、あらかじめ文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合、又は特に必要と認められる場合には、無通告により検査を実施することができる。

(検査結果の指摘事項)

第7条 市長は検査の結果、指摘事項があった場合には、口頭又は文書により指示、勧告を行うほか、特に必要のある場合は回答書の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 立入検査の取扱いについて、この要綱によることが困難なときは、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。